

令和4年度改善・向上状況報告書

| 改善・向上が必要と確認された事項 | | | | | | |
|------------------|---|---------------|---|----------------------|---------|---|
| 確認年月 | 内容 | 確認した組織・取組（根拠） | 対応計画 | 計画の実施組織 | 対応完了年月 | 具体的な進捗・改善状況 |
| 令和元年9月 | ハラスメント防止の取組みについて、ハラスメントの問題を内包していると思われる相談が押さえ込まれているような印象があるため、改善の必要がある。 | 監事監査における監事の意見 | 相談員によってハラスメント事案に該当するかどうかの判断基準が異なる可能性がある。ハラスメントの問題を内包している件数の集計を相談内容の区分に設けることとし、相談件数についてはハラスメント防止対策の内部資料として活用できるよう、相談員が相談者に了承を得た上でその件数を総括相談員及び事務局に報告するよう検討する。 | 学生総合支援センター、体育・保健センター | 令和4年11月 | 令和2年度からハラスメントと疑わしい場合など、ハラスメントの問題を内包している件数の集計を相談内容の区分に設けることにし、対応している。令和4年度から、学生総合支援センター及び体育・保健センターの相談内容を相談の区分毎に全件kintoneの公式アプリに入力し、関係者が相談内容について共有できる体制を構築した。 このことにより、相談区分が明確になると共に相談対応者だけでなく、情報共有が可能な関係者の見解も反映することができることになったことにより、相談事が相談対応者のみの判断で埋もれてしまわないようけん制体制を構築した。 |
| 令和元年12月 | 教員の研究費獲得状況について、名誉教授の先生方が、研究基金の設立や科研費申請書のレビューをして下さるのは有り難いことであり、適切な時期に感謝状などを贈りして謝意を表してはどうか。 | 監事監査における監事の意見 | 名誉教授懇談会等において感謝状など謝意を表すことについて、検討する。 | 研究戦略本部 | 令和4年9月 | 令和4年3月に科学研究費助成事業レビュー表彰要領を制定し、令和4年9月に表彰式を実施した。名誉教授4名に対し表彰状を授与した。 |
| 令和2年3月 | 令和元年度に受審した認証評価において、「一部の研究科において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。（基準5-3）」旨の指摘があり、改善する必要がある。 | 令和元年度受審認証評価 | 工学研究科博士後期課程の改組及び入学定員増を検討するとともに、適切な入学定員管理の方策を検討する。 | 将来計画委員会 | 令和5年3月 | 将来計画委員会で工学研究科博士後期課程の改組及び入学定員増を検討し、令和4年度から入学定員を計25名から30名とする「先端工学専攻」の設置を文部科学省へ申請し、認可された。令和4年4月入学者は10名、9月入学見込み者は14名となり、本年度の入学定員充足率は最大で0.8倍の見込みである。これにより、平成30年度～令和4年度の5年平均見込みは最大で1.23倍となる旨の対応状況報告書を令和4年6月に認証機関に提出し、令和5年3月に改善が認められた旨の通知があった。 |
| 令和2年12月 | 研究室における安全管理について、研究室あるいは実験室の転用については、事前の届出の要求とともに適切な委員会等での転用の適否の判断が必要である。 | 監事監査における監事の意見 | 関係規程では室の使用区分を変更仕様とする場合に届出が必要となっているため、教育研究評議会であらためて周知徹底を図る。 | 施設環境委員会 | 令和4年12月 | 関係規程に則り、室の使用区分を変更しようとする場合は、届出をするように令和3年12月開催の教育研究評議会にて周知した。 また、令和4年度室使用計画書提出依頼の際に、記入要領にて「研究室」「実験室」等の定義を明確にするとともに、変更の際は届け出が必要である旨を重ねて周知した。令和4年度変更申請は3室あり、うち1室は施設環境委員会にて承認審議された。更に現在、施設マネジメントに関する全体的な枠組みを再検討し、適切な運用が図れるよう関係規程の見直しを進めている。 |

| 改善・向上が必要と確認された事項 | | | 対応計画 | 計画の実施組織 | 対応完了年月 | 具体的な進捗・改善状況 |
|------------------|---|-------------------|---|--------------------|---------|---|
| 確認年月 | 内容 | 確認した組織・取組（根拠） | | | | |
| 令和3年6月 | 男女共同参画推進について、各専攻の女性教員獲得の目標と人事計画が明確でない。 女性教員獲得には、各専攻が主体的に女性教員獲得の目標と人事計画を立てることが極めて有効である。各専攻の女性獲得人事計画の策定とそれを推進する人事ルールが必要である。 | 監事監査における 監事の意見 | 第4期中期目標・中期計画期間に向けて、学部・大学院の改組を踏まえた総合的な人事方針を策定する。 | 執行部 | 令和4年4月 | 総合的な人事方針を令和3年度に策定し、令和4年度から始まる第4期中期目標期間における女性教員、女性職員の目標割合を定めた。系毎の女性教員採用目標は定めていないが、人事の基本方針及び中期目標は、系長と執行部とが議論した上で定めていることからその趣旨を理解された上で教員人事を進めている。 |
| 令和3年6月 | 学生の英語力強化に関する入学生への対応について、本学では入学前教育や英語プレースメントテストの実施を行い、それぞれの学生群に応じた英語教育を行っていることは十分評価される。しかし、英語力は、通常の授業のみでは短期間に伸びるものではない。入学してくる学生の英語力の向上と、入学直後の学生の英語力強化が必要である。 | 監事監査における 監事の意見 | 学生の英語力強化に係る入学生への対応について教育戦略本部で検討する。 | 教育戦略本部 | 令和4年11月 | 教育戦略本部学生のグローバル対応力（英語力強化）WGにおいて、学内で取り組んでいる英語の多読マラソンに取り組んでいる学生のTOEICテストのスコアの伸長の分析結果や、e-learning教材である「ReallyEnglish」の各課程・専攻での授業等での活用状況などをもとに、学生の英語力強化のための教育プログラムの確認・検討を行った。「ReallyEnglish」の活用については、令和4年3月の定期監査で説明し、学生の成績としては必ずしも十分な成果が示されていないが、大学としての努力は十分認められ、特に、各教育課程でのシラバスに学生の英語自学の要求が明記されていることは、大学としての英語教育への姿勢を示すものとしてある程度評価いただいた。 引き続き、効果的な教育プログラムについて、他大学等の学生の英語力強化の取組事例などを参考に検討を進めている。 |
| 令和3年9月 | 個人情報管理（法令改訂等の対応）について、本学の個人情報管理に関連する規則等は、「個人情報の保護に関する手引き」も含め、令和2年度中にすべて対応が完了したことを確認した。しかし、その学内周知については継続的な努力が必要である。 | 監事監査における 監事の意見 | 個人情報保護に関する研修開催時や規則等の改正連絡の際は、「個人情報の保護に関する手引き」も含め、個人情報保護に関する規則等を確認するように周知する。 | 情報開示室 | 令和4年12月 | 個人情報保護法が令和4年4月1日施行で改正されたことに伴い本学規程も改正を行い、学内に周知し、改正内容についての研修会を開催した。 令和5年度も個人情報保護に関する研修会の開催を予定しており、継続的に研修会等を実施することとしている。 |
| 令和3年9月 | 個人情報管理（教員の意識向上）について、情報管理に学生が関与すること自体にリスクが存在するとの意識の共有が必要であり、学生関与の実態の定期的な把握と、教員の情報管理の意識向上が不可欠である。また、教員の個人情報に関する研修への教員の参加人数は極めて少ないため改善の余地がある。 | 監事監査における 監事の意見 | ・学内でサーバを設置する際に管理者（教員）、使用者（学生）の情報を把握している。 また、定期的に棚卸を実施し最新の情報を取得するようにしている。定期的アナウンス等して教員の情報管理の意識向上を図る。 ・令和4年4月1日施行される改正個人情報保護法は、学術研究に係る適用除外規定の見直し等、教員に大きく係る内容の改正となっているため、教員を主とした研修を開催する。講師には、改正に関する主要作業部会のほぼすべてに関わってこられた他機関の工学系教員に依頼し、本学教員に沿った講演内容で実施する。 | 総合情報センター、 情報開示室 | 令和4年12月 | ・令和3年9月及び令和4年9月に全教職員へLAN更新依頼（定期的な棚卸）を行い、サーバやPCの管理者および使用者等を更新し最新の情報とした。これにより、管理者である教員と使用者の学生との間でサーバやPCの管理状況を確認することになるため、教員及び学生の情報管理の意識が醸成されると考えている。 ・令和3年度研修では、教員89人、職員139人の228人参加。令和2年度の69人より参加者が多くなり、教員の参加者数も伸びている。令和4年度研修は、研修当日参加できなかった者に動画を提供し、12月末まで研修を行い、271人受講した。令和4年4月1日施行改正個人情報保護法は、教職員に大きく係わる内容であり、関心が高く、適切な研修を実施することで、意識向上につながった。 |

| 改善・向上が必要と確認された事項 | | | 対応計画 | 計画の実施組織 | 対応完了年月 | 具体的な進捗・改善状況 |
|------------------|---|---------------|--|------------------------|---------|--|
| 確認年月 | 内容 | 確認した組織・取組（根拠） | | | | |
| 令和3年9月 | 広報戦略（「広報活動ポリシー」と「広報活動の方針について」） ・「広報活動ポリシー」は文責が明確でない。改善が必要である。 ・「広報活動の方針について」と「広報活動ポリシー」の関連が明確ではない。 ・令和3年度の「広報活動の方針について」に掲げられている戦略的な広報活動の議論をさらに深める努力が必要である。 | 監事監査における監事の意見 | ・広報活動ポリシーの作成日、決定者を明確に記載する。 ・来年度の活動方針を検討するにあたり、ポリシーとの関連性を再確認し、整合性に配慮する。 ・今後、各課も含め大学で発行する広報文書の文責は、明確にするよう、学内に周知する。 ・今後は戦略的な広報活動の議論を深めるため、会議等では出来るだけ多くのエビデンスを用いる等の工夫を行う。 | 広報委員会 | 令和4年5月 | ・広報活動ポリシーの作成日、決定者を確認し、記載した。 ・広報ポリシーに基づき令和4年度の広報活動方針を定めた。 ・大学で発行する広報文書に文責を明記するよう、学内に周知した。 ・令和4年度の広報委員会において、学部生の志願者率、新潟県内別、男女別の志願者データの情報も共有するとともに、入試・IR担当副学長及び入試課を陪席メンバーに加え、エビデンスに基づいた入試広報活動を行える体制を整備した。 ・令和4年度の広報活動方針は、広報委員会で審議され、決定後に大学戦略会議や教育研究評議会でも周知した。 |
| 令和3年12月 | 内部統制に関する教職員への周知・研修について、過去の記録からは教員の研修参加が低調で周知努力の更なる継続が必要である。 | 監事監査における監事の意見 | ・教員ができるだけ多く参加できるような研修内容、方策を検討する。 ・学内周知は、学長や担当理事、専攻長等の上位職から参加を促すなど工夫をする。 | コンプライアンス室 | 令和4年11月 | ・都合がつかず研修に参加できなかった教職員のために後日視聴可能な動画を用意した。また、系長から教員に参加を促すようお願いした。 ・11月の教育研究評議会において、内部統制の報告を行う際に、研修の積極的参加を促した。 |
| 令和3年12月 | 内部統制に関する報告について、報告が確実に行われたとのエビデンスをいかに残すかについて工夫が必要である。特に役員会、役員副学長会議等で、定期的リスクマネジメントを議題として取り上げ報告・議論を行い、エビデンス（議事録）を残すことは採用可能な方法である。また、教職員への周知方法として、新任教職員の研修項目として内部統制、リスクマネジメント、ガバナンス・コードを取り上げることも有用である。 | 監事監査における監事の意見 | ・役員会、役員副学長会議において、リスクマネジメントを議題として取り上げ、議事録として残すことを検討する。 ・新任教職員の研修項目として内部統制、リスクマネジメント、ガバナンス・コードを取り上げるについても検討する。 | 大学戦略課、危機対策本部、コンプライアンス室 | 令和4年11月 | ・内部統制システムにおける日常モニタリングの確認結果を令和4年11月の教育研究評議会において報告を行い、議事要旨に記載した。 ・危機対策本部会議において、新型コロナウイルス感染防止のための行動指針の更新、感染予防対策、危機管理基本マニュアルの改訂を随時審議し、議事要旨に記載している。 ・教職員に対しては、内部統制についての研修を年1回実施している。また、危機管理に関するマニュアルについては、教職員が危機に関するリスクに対して共通の認識をもって対応できるように学内インフォメーションページに掲載し周知を行っている。 |
| 令和3年12月 | 内部統制 ・ガバナンス・コードへの適合確認の業務は実行体制が確立したと判断される。今後も継続するため、年度ごとに重点的に点検する項目を選ぶなど本業務の合理化に向けた検討も併せて行うことが望ましい。 ・ステークホルダーに対する適切な情報公開の要請に伴い情報公開の内容・方法の改善が要求される。ステークホルダーを対象にモニター制度の導入が有効かもしれない。公開データが外部機関で利用される可能性についての配慮も必要である。 | 監事監査における監事の意見 | ・ガバナンス・コードについて、これからも注視すべき事項は日頃から意識して対応し、点検期では対応していることを端的に記載できるよう合理化を図る。 ・ガバナンス・コードの対応状況を含め、ステークホルダーへわかりやすく伝えることも引き続き検討する。 | 大学戦略課 | 令和4年11月 | ・国立大学法人ガバナンス・コードの改正に伴う事項や令和3年度に進めた将来ビジョンの策定など、日ごろからコードの内容を意識して反映させられるように準備し、作業を効率的に進めた。 ・ステークホルダーに対する適切な情報を公開するため令和3年度に創刊した統合報告書の作成についても、若手事務職員のチームを作り、内容のブラッシュアップと見せ方の工夫を行っている。 |

| 改善・向上が必要と確認された事項 | | | 対応計画 | 計画の実施組織 | 対応完了年月 | 具体的な進捗・改善状況 |
|------------------|---|---------------------|---|---------|---------|---|
| 確認年月 | 内容 | 確認した組織・取組（根拠） | | | | |
| 令和3年12月 | 研究費の獲得と管理 研究倫理の捉え方が変化しつつある現在では、学部で卒業する学生に対しては、「技術者倫理」の講義科目で触れられるとされる「研究倫理」の項目の充実が望まれる。 | 監事監査における 監事の意見 | 学部生に対して、「技術者倫理」にも関わる「研究倫理」の項目を検討の上、令和4年度の講義から充実を図る。 | 研究倫理委員会 | 令和4年4月 | 「研究倫理」と「技術者倫理」で内容的に共通する部分について、講義中にその旨をできるだけ強調するなどして、研究倫理についても受講生に意識させるように、講義内容を改善し、「技術者倫理」にも関わる「研究倫理」の充実を図った。 |
| 令和3年12月 | 研究費の獲得と管理 教員の講演会参加が極めて低調であるため、研究倫理教育責任者は、「国立大学法人長岡技術科学大学における研究活動に係る不正行為に関する規則」（研究者等の責務）第3条2項に基づき、教員に向けた意識変革と履修を促す強いメッセージを発する必要がある。 | 監事監査における 監事の意見 | 教員の意識を高めるため、研究現場の実情、研究活動の多様性、研究分野の特殊性等を踏まえた実効性の高い研究倫理教育を計画し、実施にあたっては学内会議等で周知し、教員の履修を促す。 | 研究倫理委員会 | 令和4年11月 | 令和4年度研究倫理講演会（11月開催）は研究現場の実情、研究活動の多様性等を十分に理解した国立大学の教員を講師とし、また講演会をコンプライアンス研修の一つとして教職員の受講を義務付けるなど、教員の履修を促した。 |
| 令和3年12月 | 研究費の獲得と管理 研究不正、研究費不正使用事例の発生可能性を極力低減するためのシステムの構築と、発生時の説明責任へのエビデンスの整備が必要である。 | 監事監査における 監事の意見 | ・教職員、学生を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。 ・研究費不正使用防止計画の進捗管理に努め、研究費不正使用防止の浸透を図っていく。 | 研究倫理委員会 | 令和4年11月 | ・年1回研究倫理に関する講演会を開催し、教職員、学生に対して研究者倫理に関する知識の定着、更新を図っている。 ・令和4年度の研究倫理講演会において、一定期間の研究データの保存・管理、開示が研究活動の正当性を示す証明手段になることについて、講演内容の一部とした。 ・研究費不正使用防止のため、令和4年度から研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、年1回以上の研修や説明会の受講を義務付けた。また、早期教育の観点から、大学院生についても受講を促した。 |
| 令和4年2月 | 第4期中期計画となっていること及び国の動向として内部質保証の重要度が増しているため、内部質保証に関する基本方針を新たに策定する。 | 大学評価委員会 における自己点検 | 内部質保証に関する基本方針を策定する。 | 大学評価委員会 | 令和5年3月 | 他大学や認証評価の状況を調査し、内部質保証に関する基本方針案を策定した。検討する中で、本学の評価関係規則の見直しも見直しが必要と確認されたため、併せて改正案を作成した。令和5年1月の大学評価委員会、2月の教育研究評議会、3月の経営協議会、役員会で審議し、基本方針、実施要項の制定及び関係規則の改正を行い機能強化を図った。 |

| 改善・向上が必要と確認された事項 | | | | | | |
|------------------|--|---------------|--|---------------|---------|---|
| 確認年月 | 内容 | 確認した組織・取組（根拠） | 対応計画 | 計画の実施組織 | 対応完了年月 | 具体的な進捗・改善状況 |
| 令和4年3月 | 学生の入学の状況について、中長期的なデータの分析には、I R推進室の協力が不可欠である。併せて、近年活動を活発化しているダイバーシティ推進室と共同して、女子学生の増加に向けた連携が効果的である。令和4年度に向けIR推進室およびダイバーシティ推進室との連携体制の検討が望まれる。 | 監事監査における監事の意見 | ・入学試験委員会の下に設置された入学者選抜改革WGにおいて、入学者選抜試験制度に係る調査・分析等を行っている。今後、I R推進室及びダイバーシティ推進室との連携について検討する。 ・広報委員会に、入試・I R担当副学長をメンバーに加え、連携体制を整備する。このことにより、これまで広報委員会では共有してこなかった、学部生の志願者率等の入学者データ等の情報も共有しつつ、戦略的な広報活動の展開を計画する。 | 入学試験委員会、広報委員会 | 令和4年11月 | ・IR推進室の保有データを確認し、今後の連携について打ち合わせを行った。女子学生を増やす方策となり得るデータの分析等を含めて引き続き検討していくこととした。 ・令和4年度の広報委員会に、入試・I R担当副学長及び入試課を陪席メンバーに加え、連携体制を整備した。 ・広報委員会では、学部生の志願者率、新潟県内別、男女別の志願者データの情報も共有した。今後、このようなデータをどのように分析し、広報活動につなげていくか、広報委員会だけでなく、高専連携室及び男女共同参画推進室にも情報共有し検討していく。 ・令和4年度の広報活動方針の一つの柱としてダイバーシティの取組を推進するための広報活動を掲げ、男女共同参画推進室と連携し、オープンキャンパスにおいて「女子学生の交流会」などを実施した。 |
| 令和4年3月 | 学生の入学の状況について、人口減少の中で、志願者数の増加、入学者数の確保は大学機関としての最重要課題として、多様な連携を構築しつつ日常的な努力の継続が必要である。 | 監事監査における監事の意見 | 高専への広報については、令和6年度から第3学年の編入学定員を30人増やしていることを念頭に置き、学内全体で広報していく意識を高め、高専連携室を筆頭に、I R推進室やダイバーシティ推進室などと連携、情報共有し、常日頃から広報活動の重要性を認識し、活動を行う。 | 広報委員会 | 令和4年11月 | 広報活動については、学内全体で広報していく意識を高めるため、広報委員会においても志願者状況等を示し、志願者が減少している課題に直面していることなど各系の広報委員をはじめ課題意識を持つように促した。なお、志願者データは高専連携室や男女共同参画推進室にも共有し、活動の効果などを図る一つの指標等にしていきたい。 |
| 令和4年6月 | キャンパス・マスタープランの進捗状況と更新について、施設環境委員会の委員構成は主に利害調整機能を期待したものとなっている。施設整備計画等の専門家の有する専門知識と情報を有効に活用すべきである。また、運営方法として教職員、学生などキャンパスを活動の場とする構成員の意見を十分吸収・反映できるメカニズムを導入することも検討に値する。 | 監事監査における監事の意見 | キャンパスマスタープランの改正にあたっては、教員から意見を聴取することとする。 | 施設環境委員会 | 令和4年7月 | 7月に開催された施設環境委員会においてキャンパスマスタープランの改正が審議された。その結果、これまでのマスタープランと大きく変更されていることから、各系に持ち帰って改めて意見を聴取することとし、建築計画等の専門の教員へも意見提出を依頼した。提出された意見等を踏まえ、令和5年3月にキャンパスマスタープランを改正した。 |
| 令和4年7月 | 自習環境について、講義棟は20時までの利用となっており、24時間学部3年まで（研究室配属前）の人でも利用できる自習環境の提供を検討してほしい。 | 学長提案箱への提案 | コロナ感染拡大防止対策に配慮しながら、自習環境の提供について検討する。 | 執行部 | 令和4年9月 | コロナ感染拡大防止対策に配慮しながら、自習環境の提供について検討し、図書館1Fのラウンジを24時間利用を可能とした。その他の場所については要望や利用状況をみて検討を行う。 |
| 令和4年8月 | Eメールに代わる連絡用ツールとして、ビジネスチャットツール（SlackやChatworkなど）の導入・使用を教員から求められている。通信環境や時間帯を問わず即応することを求められており、これは一種のハラスメントに該当するのではないか。 | 学長提案箱への提案 | 提案者に学長から内容確認及び回答を行う。また、ハラスメント防止に向けて、教員等に対しアカデミック・ハラスメント防止研修を開催する。 | 執行部 | 令和4年10月 | 提案者に学長から内容確認及び回答を行った。また、ハラスメント防止については、相談窓口等の相談体制の整備や研修の実施などを行っており、特に令和4年度にはアカデミック・ハラスメント防止に特化した研修を、eラーニング教材を用いて令和4年10月に実施した。 |

| 改善・向上が必要と確認された事項 | | | 対応計画 | 計画の実施組織 | 対応完了年月 | 具体的な進捗・改善状況 |
|------------------|---|------------------|---------------------------------|----------|--------|---|
| 確認年月 | 内容 | 確認した組織・取組（根拠） | | | | |
| 令和5年1月 | 「グローバル教育」として受入れ及び派遣の双方向留学に関する国際連携センターの役割を明確にするため、センター名称を変更し、あわせて機能等の見直しを行う。 | 国際連携センターにおける自己点検 | センター新名称の検討、規則改正及びセンター機能の見直しを行う。 | 国際連携センター | 令和5年3月 | 機能等について検討を行い、担当部署が異なる複数の海外留学派遣プログラムについて、各プログラムの応募方法や支援内容等の情報を集約し、海外留学希望する学生に対してわかりやすい情報提供を行い、海外派遣に係る支援強化する機能を加えるとともに、「グローバル教育センター」にセンター名称を変更した。 |